

平成 22 年度
当 初 予 算 編 成 方 針

“豊かさ”をみんなで育む

市民力都市・三豊



三豊市政策部

一 目 次 一

☆ 平成 22 年度三豊市予算編成方針 1

○ 基本方針 2

平成 22 年度三豊市予算編成方針

今日の地方財政は、地方分権の推進に当たって、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、地域福祉施策の充実、資源循環型社会の構築、安全で安心して暮らせる環境の創出などの重要政策課題にかかる財政需要がますます増大するものと見込まれています。しかしながら、地方財政の状況は、アメリカのサブプライムローン問題に起因する世界的な経済不況に伴う深刻な税収の落ち込みが懸念され、これに加えて、地方交付税の原資となる国税収入の急激な落ち込み、公債費の累増などにより、多額な財源不足が生じており、きわめて厳しい状況にあります。

このような状況下、地方団体は、さらなる行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、創造性、自立性を高め、積極的な施策の展開が求められています。

本市の財政状況は、相変わらず市税等自主財源が乏しく、地方交付税などに依存する割合の大きい状態が続いています。また、歳出では、人件費をはじめ、扶助費、施設等に係る維持管理経費など、経常経費の予算総額に占める割合は依然として高く、これに連動して経常収支比率が高率を示していることから、財政の硬直化が懸念されています。

このような中、平成 20 年度、三豊市のまちづくりの指針となる「三豊市新総合計画」が策定され、三豊市が自治体として目指す方向が示されました。これを受け、平成 21 年度は、新しい三豊市のまちづくりのスタートの年として位置づけ、予算編成を行ったところです。

平成 22 年度の予算編成につきましては、平成 21 年度に引き続き「三豊市新総合計画」で示されたまちの将来像「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」を目指し、三豊市自らの意思と知恵で地域を作り、守り育てる「自主・自立」したまちづくりを進めるための予算編成を行うこととします。

また、「三豊市行政改革大綱」と 3 指針、そして、「三豊市補助金等の見直しに関する答申」を誠実に反映することにより、更なる行財政改革を進めてまいります。

最後に、将来の三豊市の発展のため、全職員が創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう、あらゆる英知を結集して、予算づくりに取り組むことをお願いします。

市長　横山忠始

基本方針

- 1 平成 22 年度予算編成については、「三豊市新総合計画」で示された、三豊市が自治体として目指すまちづくりの施策の大綱に沿った編成を行う。また、新総合計画第2期実施計画（平成 22 年度～平成 24 年度）に沿った予算編成とする。
 - 2 予算規模については、新総合計画第2期実施計画で示された額を基本数値とし、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を絶対的条件として積極的かつ効果的な予算編成を行う。
 - 3 平成 21 年度までの集中対策期間同様、歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努める。
 - 4 行政評価の導入に伴い、平成 20 年度事務事業評価を反映し、事務事業の拡大・縮小・廃止等事務事業の見直しを行うこと。
 - 5 経常経費（議員及び委員等報酬・特別職・一般職給、賃金、県及び一部事務組合負担金、扶助費などを除く。）
経常経費については、平成 21 年度当初予算一般財源の 95 %相当額を各部各課（以下「各部門」という。）に枠配分する。
その枠内予算額で各部門が自主的、主体的に事務の効率化、事務経費の見直しに努め、徹底した経費の削減に取り組むこと。また、事務費など庁費については、枠配分に関わらず、削減に努めること。
- ### 6 歳 入
- ① 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避け適正な財源を計上すること。
 - ② 市税については、経済情勢の推移、税制の改正などを十分勘案するとともに、的確な判断により、確実な見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の把握もれのないよう留意すること。
 - ③ 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく、適正な負担の確保を図ること。
 - ④ 使用料及び手数料については、事業に要する経費を賄うに足りる額となるよう、値上げを含め見直しを行い、料金収入の確保を図ること。
 - ⑤ 国及び県支出金については、行財政制度の動向を把握して的確に見積もること。
また、計上に当たっては、超過負担とならないよう特に留意すること。
 - ⑥ 財産収入については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、周到な処分計画を立てること。
 - ⑦ 市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに適債事業を選択すること。

7 歳出

- ① 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避けること。
また、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- ② 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度や行財政改革推進プランなどに基づき積算すること。
なお、臨時職員の雇用については、人事課及び教育委員会のヒヤリングにおいて必要であると認められたもののみ、予算を計上すること。
- ③ 扶助費、貸付金等については、枠配分対象外経費としているが、各部門で事業ごとに所要額を積算のうえ計上すること。
尚、扶助費のうち市単独事業については、政策的要素もあるが、5%削減を目標とし、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等、事業の見直しを図ること。
- ④ 補助金については、「三豊市補助金等の見直しに関する答申」を予算に反映させること。
- ⑤ 投資・政策的経費については、「三豊市新総合計画」実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。

8 特別会計

特別会計については、一般会計に準じ、経常経費の5%削減に自主的に取り組むこと。
また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

9 企業会計

企業会計については、一般会計に準じ、経常経費の5%削減に自主的に取り組むこと。
また、経営の合理化を図るとともに、企業的性格を十分に發揮し、独立採算制の確保に努めること。

10 「行財政改革推進プラン」の進捗状況を確認し着実に推進するとともに、必ず予算編成に反映すること。

また、補助金等適正化法第22条の運用改正を受け、現有施設の利用状況と運営方法の検討を行い、民間委託や転用、譲渡を含めて効率的なあり方を積極的に見直すこと。

11 平成22年度補正予算については、補助事業及び突発的災害等（市長が認めたもの）とし、その他は、予算の組替による予算措置とする。